

答 申 書

答申第4号（諮問第4号）

令和7年1月16日

井川町長 齋藤 多聞 様

井川町情報公開審査会

令和6年6月21日付け井発第1635号で諮問のありました事案について、
下記のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和5年4月5日付け井発第1557号により、井川町
長が行った本件処分は妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「公文書非公開決定通知書」による不利益処分に対し、是正（適正な運営の確保）を求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求の理由として、審査請求人が主張している内容の趣旨は、審査請求書、反論書を総合すると、おおむね次の通りである。

本件文書の不作成は井川町処務規則第40条第2項及び同第49条第6項に違反し、個人情報保護条例施行規則第2条第3項各号に整合しないことから、個人情報取扱事務登録簿の作成、登録について起案をし、決裁を受けるように是正すべきであると主張している。

3 実施機関の主張

(1) 主張の趣旨

主張の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める、というものである。

(2) 主張の内容

実施機関が主張している本件処分の理由の趣旨は、おおむね次の通りである。

原処分の申請中「個人情報取扱事務登録簿」とは、令和5年3月31日をもって廃止となった井川町個人情報保護条例（以下、「旧条例」。）第6条に規定される公文書で、「実施機関は、個人情報を取扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人識別符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報記録された公文書を使用するもの(略)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備え、一般の閲覧に供しなければならない。」とされているものである。

井川町長は、審査請求人による「私（審査請求人）に開示された『令和5年1月30日付井発第260号による個人情報取扱事務登録簿』に係る決裁後の起案文書」の公文書公開請求に対し、個人情報取扱事務登録簿を作成するところ、起案用紙（以下、「本件文書」。）が不作成であることから、不存在により非公開決定を行ったものである。

旧条例施行規則第2条第1項には「実施機関は、個人情報の取扱い、管理、個人情報の保護について必要な措置を講ずるため、課等に個人情報管理責任者を

置く」と、同条第2項には「個人情報管理責任者は、課等の長をもってあてる」と、同条第3項には「個人情報管理責任者は、次に掲げる事務を行う(1) 個人情報の適正な管理に関すること。(2) 個人情報の収集の制限、利用及び提供の制限等の適正な運用管理に関すること」と規定されていることから、個人情報管理責任者たる課等の長が自らの責任において個人情報取扱事務登録簿を作成したものである。したがって、課等の長が自らに対して決裁を受ける旨の起案用紙は存在しない。

この審査請求は、公文書の存在・不存在に係る公開・非公開を巡っての提起ではなく、審査請求人の考える「適正な運営を確保」するよう、事務処理の是正を要求する趣旨のものである。つまり、形式上は公文書非公開決定に対して不服を申し立てているものの、本件処分の本質たる文書の存在、不存在とは直接関係のない事項についての不服を申し述べているにすぎない。よって、行政不服審査法の趣旨にそぐわない審査請求であると言える。

4 審査会の判断について

審査請求人の主張に対し、当審査会の判断を述べる。

○実施機関が行った本件処分に対して

「私に開示された『令和5年1月30日付井発第260号による個人情報取扱事務登録簿』に係る決裁後の起案文書」の公文書公開請求に対して、請求された公文書が存在しないことから非公開決定とした処分について、違法又は不当な点は無いと判断する。

○審査請求人の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、公開請求した公文書が、法令等に従って作成すべき文書として規定されているにもかかわらず、不作成あるいは内容に不備のある文書だとしても、その実施機関の行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和5年4月5日付け井発第1557号により、井川町長が行った本件処分は妥当であると判断する。

5 付帯意見

審査請求の申立てが令和5年4月26日にあってから、審査会に対して諮問するまで約1年2ヶ月も費やした事は、不適切な事務であったと判断せざるを得ず、改善を求める。

6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和6年6月21日	諮問の受理（諮問第4号）
②	令和6年10月31日	実施機関からの意見聴取及び審議
③	令和7年1月16日	答申案の審議
④	令和7年1月16日	答申

7 答申に関与した委員

井川町情報公開審査会委員

職名	氏名	職業等
会長	佐々木 俊幸	弁護士
委員	高橋 佑輔	弁護士
委員	高橋 真一	税理士